(内閣府)

制度	名	金融業務特別地区における税制上の特別措置	
税	目	法人税	
	けで7 ・適用3	ア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だなく「外国法人」を追加。 対象法人の要件緩和 新設から 10 年」を「認定から 10 年」とし、更に、対象地区内新設法人	
要	のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ②「専ら」要件を緩和。 ・優遇制度適用対象業種の拡大(補助的金融業、金融付帯業(金商法第85条第4項の委託を受けた者に限る))		
望	・現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充 (控除率の引上げ)		
Ø	①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%(金額制限(直接人件費の20%)を廃止) ②投資税額控除関係		
内	償却率 機械等・・15%⇒25%、建物等・・8%⇒15% (控除制限(法人税額 20%上限)の撤廃) 建物と建物付属設備同時取得の撤廃		
容	建物と建物的属設備向時取得の撤廃 取得価格上限(20 億円)の撤廃 ③特別償却関係(新規) 償却率 機械等・・50%、建物等・・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用		
		平年度の減収見込額 ▲3百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)	

新		(1) 政策目的					
設			こおいて、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィス的な				
-			務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客 らの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの				
拡			後関の誘致等が課題となっている。				
充			金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけで				
又		はなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与する ことが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。					
は		(2) 施策の必					
延	•		スー はグローバルな性格が強く、沖縄における金融特区の制度的内容				
長		については、周辺アジア諸国との比較を念頭に置くことが重要である。例え					
を 必		ば、実効税率で見たアジア諸国の水準は、シンガポール・台湾が17%、香 港が16.5%であり、これらの環境に比しても遜色ない制度的措置を行っ					
要		ていく必要を	がある。				
ځ			、金融特区における実効税率の引き下げ、投資環境整備の観点か 昔置を講じていくことが必要である。				
		政策体系					
回		に お け る 政策目的の	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」				
の		位置付け	施策「沖縄における産業振興」 				
		政策の	金融特区における				
要	_	達成目標	①金融業及び金融関連産業の集積 ②新たな雇用数の増加				
望	合理	租税特別措	平成 29 年 3 月 31 日				
1-	性	置の適用又	平成 29 年 3 月 31 日				
に	江	は延長期間 					
関		同上の期間	金融特区における				
連		中 の 達 成 目 標	①金融業及び金融関連産業の集積(20社) ②新たな雇用数の増加(600人)				
Æ		_ 政策目標の	金融業務特別地区には、制度創設の平成14年7月以来、1				
す		達成状況	4社(累計)が立地し、550人の雇用が創出されている。 (平成23年3月末)				
る		要望の	法律成立後、平成 24 年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。				
事	有	措 置 の 適用見込み	(特区進出アンケート調査結果(沖縄県実施)による)				
す	効	要望の措置	平成 23 年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の				
項	性	の効果見込 み(手段とし	後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」 を指定することにより、毎年2社程度の進出が見込まれる。				
		ての有効性)	※「金融業務特別地区」・・名護市				

	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)を要望
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	1 地方税(法人事業税、固定資産税、不動産取得税)の免除 2 地方税を課税免除した場合の地方交付税による減収補填
当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
	要望の措置の 妥 当 性	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度 の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資する アジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満 たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じるこ とが効果的であり、将来的には、税収減を上回る追加的な税収 が期待できる。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	平成23年3月末現在、金融業務特別地区における14社(累計)の立地及び550人の雇用を創設。制度創設以来、措置法の適用実績は、所得控除2百万円(延2社)、投資税額控除の9百万円(延3社)ある。
」れまでの租税特別措置の	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	平成23年3月末現在、金融業務特別地区における14社(累計)の立地及び550人の雇用を創設。制度創設以来、措置法の適用実績は、所得控除2百万円(延2社)、投資税額控除の9百万円(延3社)ある。
『の適用実績と	前回要望時 の達成目標	平成23年 立地企業 20社(累計) 雇用者数2,005人 (沖縄県産業振興計画より)
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達し 度及び目標 に達してい ない場合の 理	平成23年3月末 企業立地数14社(累計) 雇用者数550人 (理由) 事業認定のハードルが高いこと、事業認定されてもそのメリットが限定的(「専ら」要件が税制優遇を受ける際の最大の支障)である等が指摘されている。企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないため。
これまでの 要 望 経 緯		平成 14 年創設 平成 19 年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長

	③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長
担 当 部 局 (課)及び 担 当 者	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府沖縄政策担当(産業振興担当室)